

東日本大震災で  
業務中又は通勤中に被災した方の  
労災請求はお済みですか？

死亡の場合だけでなく、行方不明の場合でも  
ご家族から労災保険の遺族(補償)請求等ができます

このたびの東日本大震災で、業務中又は通勤中に被災された方についての  
労災保険の請求手続きはお済みですか。

お済みでない方は、労働基準監督署に早めにご相談ください。

**遺族(補償)給付(年金または一時金)を受給できる  
可能性のある方は…**

**亡くなられた方・行方不明となっている方の  
妻、夫、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹  
(同居していた方がいなくても一時金の対象となります)**

業務中又は通勤中に被災され、死亡・行方不明となっているご家族がおられましたら、まずはお電話ください。

仙台労働基準監督署

(仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 1F)

電話 022-299-9071

あなたの身の周りに、労災保険の請求対象となるような方がいる場  
合には、是非この内容を当該対象となる方にお知らせください。

平成23年6月